大信ビジネスバンキング

電子証明書(電子認証方式)申込書

お申込日	年　　月　　日

大東京信用組合 御中

当社（私）は「電子証明書ご利用規定」を承諾のうえ、次の通り申込みます。

おところ	〒 ご連絡先電話番号　　－　　－		
おなまえ	代表口座お届け印 様		
代表口座情報	支　店　名	預金種類	口　座　番　号
	営業部 支　店	普通 ・ 当座	
ご利用希望日	年　　月　　日	※ お申込日から5営業日以降をご指定ください。	

お申込区分(該当する項目に〇をお付けください)

1	ビジネスバンキング・電子証明書同時申込	2	電子証明書のみ申込（ビジネスバンキング契約済）	3	管理者パソコンの変更（電子証明書の入替え）	4	電子証明書の利用解除

電子証明書ご利用規定（平成２５年５月２０日現在）

契約者が、大信ビジネスバンキングをご利用頂く際のログイン方式について、「電子認証方式」を選択した場合、以下の定めにより本人確認および取引意思の確認を行うこととします。
本規定に定めのない事項については、「大信ビジネスバンキング　利用規定」の定めによることとします。

１．「電子認証方式」では、当組合が発行する電子証明書を当組合所定の方法により、契約者のパソコンにインストールするものとします。インストールの際にはログインＩＤ、ログインパスワードが必要となります。
(1) 電子証明書は、契約者のパソコンにインストール後１年間に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当組合所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。なお、セキュリティの向上のため、当組合は、契約者に事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
(2) 電子証明書をインストールしたパソコンを破棄あるいは譲渡する場合は、契約者は事前に当組合所定の方法により電子証明書の削除を行なうものとします。
契約者がこの削除を行わず、電子証明書の不正使用その他事故にあっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
(3) 電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡または破棄し、新しいパソコンを使用する場合は、当組合が新たに発行する電子証明書を、当組合所定の方法により再度インストールしてください。また、本申込書のお申込区分「管理者パソコンの変更」によるお申込を行ってください。
(4) 大信ビジネスバンキングが解約された場合、電子証明書は無効となります。
２．契約者が大信ビジネスバンキングを利用する場合は、「ログインＩＤ」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード（以下「パスワード等」といいます。）をパソコンから当組合に送信するものとします。なお、本人確認方法が電子認証方式によるものである場合は、この送信を行うことができるパソコンは、電子証明書がインストールされたものに限ります。当組合は送信されたパスワード等の一致と、電子証明書のインストールされたパソコンからの送信であることを確認した場合は、当組合は次の事項を確認できたものとして取扱います。
(1) 真正な契約者からの有効な意思による取引であること。
(2) 当組合が受信した依頼内容が真正なものであること。
３．本人確認をして取引を実施したうえは、パスワード等につき不正使用があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負わないこととします。

当組合使用欄

【事務部】　受理日(　・　・　)　登録日(　・　・　)

検 印	登 録	受 付

【営業店】　受付日(　・　・　)　送付日(　・　・　)

検 印	印鑑照合	受 付

営業店で検印後、コピーを2部取る。1部はお客さまにお渡しして、1部を事務部に送付すること。
原本はビジネスバンキング申込書と同箇所につづる。

(13.05)105471-1(10Y)